

令和

年度

商品であって使用しない軽自動車等について（届出）

（2枚目以降）

納税義務者

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	
--------------------------	--

																					枚中			枚目							
No.	車両番号・標識番号			取得年月日								① 取得時の走行距離						② 4月1日時点の走行距離						②－①		届出 回数	※処理欄				
	（「ハイファン」、「・」は記入しないでください。）																														
	かな			年号※※令和は「5」、平成は「4」を記入してください。																											
例	名古屋	123	あ	4567	5	5	年	3	月	15	日			6	2	0	8	km			6	2	0	9	km		1	km	1	①	②
1	名古屋						年		月		日							km							km			km			
2	名古屋						年		月		日							km							km			km			
3	名古屋						年		月		日							km							km			km			
4	名古屋						年		月		日							km							km			km			
5	名古屋						年		月		日							km							km			km			
6	名古屋						年		月		日							km							km			km			
7	名古屋						年		月		日							km							km			km			
8	名古屋						年		月		日							km							km			km			
9	名古屋						年		月		日							km							km			km			
10	名古屋						年		月		日							km							km			km			

この届出（様式）のほか、次の書類をすべて提出してください。

- 古物台帳の写し（対象車両にアンダーラインを引いて下さい。）
- 4月1日時点の走行距離メーターの写真

《注意事項》

1 対象車種

4輪、3輪、2輪の軽自動車又は2輪の小型自動車、原動機付自転車(ミニカーを含む)、小型特殊自動車

なお、商品であって使用しない原動機付自転車(ミニカーを含む)及び小型特殊自動車は、できるだけこれまでどおり廃車申告を行い、標識を返却していただきますようお願いします。

2 要件

次の要件をすべて満たすもの

(1)販売を目的として取得し、保有していること

(2)用途が、リース車、レンタカー(バイク)、試乗車、社用車、営業車又は代車等の事業用のものではなく、また、自己で使用する等の販売目的以外の使用がされていないものであること

(3)取得時の走行距離と賦課期日(4月1日)現在の走行距離の差が100km未満であること

(4)賦課期日現在において、車両の所有者及び使用者について、古物営業法第3条の規定による古物営業の許可を受けており、かつ、中古軽自動車等を販売することを業とする者の名義であること

※本市が審査・その他必要な調査を行った結果、要件に該当しない場合は、納税通知書を送付します。

3 届出に必要なもの

(1)届出(様式)「商品であって使用しない軽自動車等について(届出)」

複数台ある場合には、古物台帳記載の順に届出(様式)に記載してください。

届出台数が11台以上になる場合は、11台目以降は様式(2枚目以降)を使用してください。

「①取得時の走行距離」欄には、古物台帳に記載されている走行距離を記入してください。

「届出回数」欄は、当該車両について、課税免除の届出を行うのが何回(年度)目かを記入してください。

(2)古物商許可証の写し

(3)古物台帳の写し(取得時の走行距離を確認できるもの)

対象車両にアンダーラインを引いてください。

(4)賦課期日現在の走行距離が分かる走行距離メーターの写真(裏面又は欄外余白等に車両番号(標識番号)の記載をお願いします。)

4 届出期間

4月1日から7日まで(7日が土曜・日曜・祝日等の場合には翌開庁日)

郵送の場合は、4月7日までに到着するよう提出してください。

届出期間を過ぎている場合、納税通知書が送付されることがあります。

5 届出先

金山市税事務所徴収課軽自動車税係

郵便番号:460-8626

所在地:名古屋市中区正木三丁目5番33号(名鉄正木第一ビル)

電話番号:(052)324-9803

届出は、必要書類をそろえて郵送してください。